

Title	シャミザル事件の処理について
Sub Title	
Author	三好, 正弘(Miyoshi, Masahiro)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：慶應法学会法律学関係 (1983. 10) ,p.125- 150
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000004-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シャミザル事件の処理について

三 好 正 弘

- はじめに
- 一 一九一一年の国際仲裁裁判
- 二 仲裁判決以後
- 三 最終的解決
- おわりに

はじめに

蛇行するリオグランデ河の洪水に起因する米国とメキシコ間の国境紛争であるシャミザル⁽¹⁾事件は、公式には一八六七年に両国間の紛争として取上げられるに至った。ワシントン駐在のメキシコ公使が米国政府に通牒を送り、一八四八年の条約によって国境線と規定された河の中央線が一八五二年の測量の後に南方へ移動し、その北側に位置することになった土地に対して米国が権原を主張するのはいかなる原則によるのか、と質したのである。⁽²⁾

数年前に筆者はこの事件の一幕である一九一一年の国際仲裁裁判について、簡単に論じたことがある。⁽³⁾ それは多

くの領域・国境紛争を論ずる中でのことであったので、極めて限られた考察しか加えられなかった。そこで、本稿ではこれを今少し敷衍して論じ、併せて、その後の局面にも言及したい。この事件の国境紛争としての法的処理は一九六三年の条約によって落着するので、この条約の検討が必要である。しかし、その前に、この条約に至るまでの両国のこの事件に関する取り組みを簡単に見ておくことも必要で、リオグランデ河の洪水対策と利水という現実の必要に対する措置の中に、後の最終的解決へのヒントを読み取ることができるようと思われる。

この問題については、国内でもすでに深津栄一教授の「El Chamizal 事件（一八四六—一九六三）」と題する包括的な研究が発表されており、本稿もこれに負うところが多いが、本稿は現在の筆者の研究課題である「国際紛争の衡平な処理」の一ケース・スタディであることを予め明らかにしておくこと⁽⁵⁾。

(1) 『Chamizal』を「シャミザル」と読むのは *Waters's New Geographical Dictionary*, 1972, p. 240 に於て。この地名は、この地区をかこつて覆つてきた小さな「ツツ」の花を咲かせる草の名に由来する。Friedkin, J.F., "The Chamizal: What nature put asunder, man has joined together", 2 *Water Spectrum* 24 at 25 (1970).

(2) U.S. Dept. of State, *The Chamizal Settlement*, July, 1963 (a pamphlet with a set of maps attached), p. 1.

(3) 「国際仲裁裁判における衡平——領域および国境紛争をめぐる仲裁裁判を中心として——」・『国際法外交雑誌』第七七巻第一号一九一—〇頁。

(4) 『日本法学』第三九巻第三号一—四一頁。

(5) この研究の契機は前稿の補充をしたという筆者の気持であったが、一九八〇年五月十六日に米国を視察旅行する幸運を国務省より与えられ、その際にエルパソ市の国境利水委員会米国支部 (United States Section, International Boundary and Water Commission, United States and Mexico) を訪ねて現地の視察と現状の説明の機会を得てこの気持が強まった。その際現地で一切の労をとり、「関係文書を譲与されたフランク・フラトン氏に感謝したい。」

一 一九一一年の国際仲裁裁判

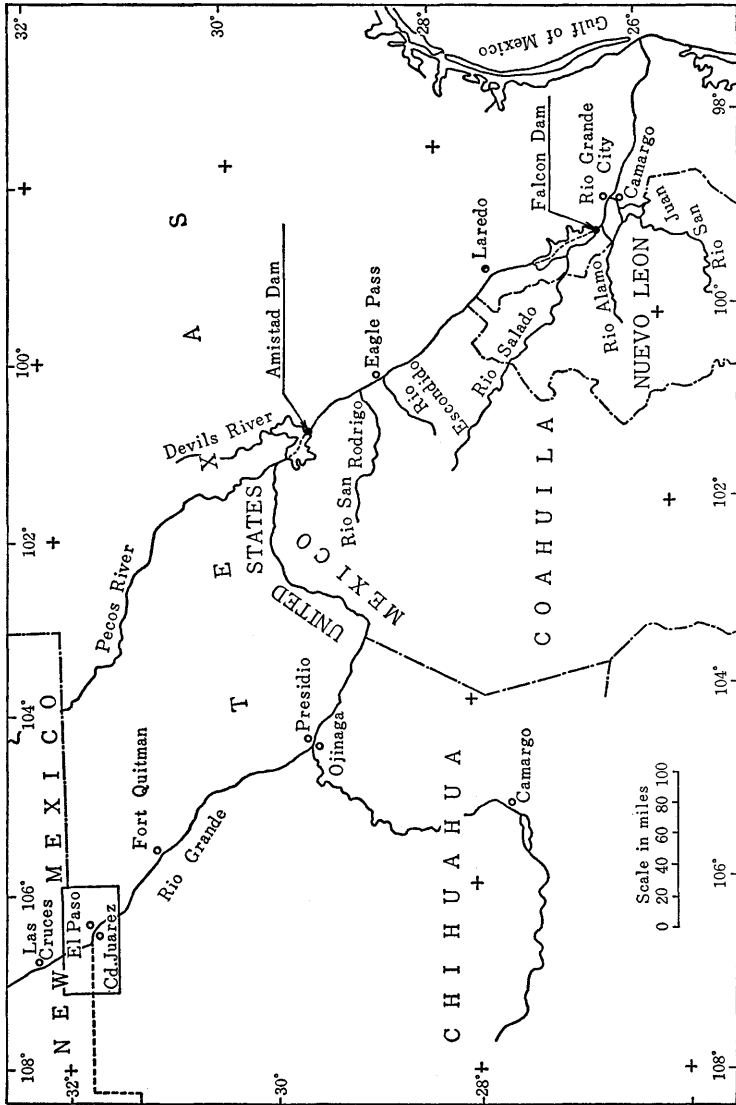
(一) 裁判の概要

一八四八年二月二日のグアダルルーペ・イダルゴ条約により、メキシコ湾からニューメキシコ州の南部境界までの米国とメキシコの国境はリオグランデ河の最も深い水路の中央線と規定された(第五¹⁾条。これに基づいて、一八五二年にリオグランデ河のエルパソとファレスの間の部分について測量が行なわれ、その結果国境線の位置については、注目に価する。

しかし、その後この地域の河の水路は徐々に南へ移動し、紛争の種をまいた。河の流れが徐々にメキシコ側の岸を侵食し、アメリカ側の岸を添付(accretion)により増大させたのである。一八五三年一月三〇日、ニューメキシコ、アリゾナ両州の一部の国境と取得をめぐる紛争から新たな国境条約が結ばれ、これが一八四八年条約第五²⁾条の関連規定を確認した(第一²⁾条。その後一八六四年の大洪水により河の流れが相当に南の方へ移動し、メキシコはこの変化は国境線を変えるものではないと主張し始めた。

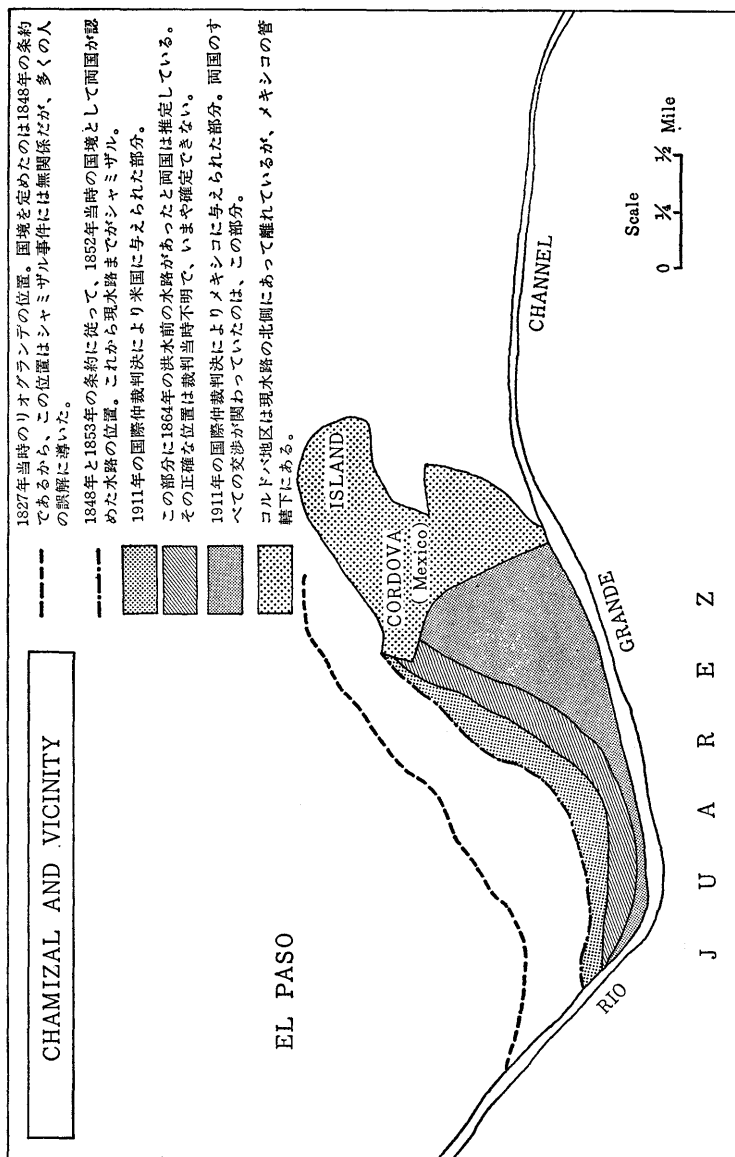
こうして、河の流れの移動と共に国境線も動いたのか、それとも国境線は一八五二年の流れの位置に留まっているかという問題が生じたので、一八八四年一月一二日に今一つの国境条約が結ばれた。これが、仲裁裁判においてその解釈と適用が争われた条約である。その第一条は、前の条約の規定通り国境線は永久に河の流れの中央線とし、これは「河岸又は河の水路のいかなる変更にもかかわらず、この変更は、ゆるやかで徐々

地圖 I



美国・メキシコ国境利水委員会米国支部作成の「国境及び委員会の諸計画」地図(1977年)を基にして、筆者が作成した。

地 図 II



国務省のパンフレット「シャミザルの処理」(1963年7月)付属の地図を基にして、筆者が作成した。

に起る侵食及び沖積土の堆積による自然の原因によるものであって、既存の河床の放棄及び新しい河床の開通によるものでないことを条件とする (provided that such alterations be effected by natural causes through the slow and gradual erosion and deposit of alluvium and not by the abandonment of an existing river bed and the opening of a new one) と規定した⁽⁶⁾。第二条は、新しい河床の開通によるか、又は一八五二年の測量のとき国境線であった水路以外の水路が深くなつて水路が二つ以上になつた場合であるかを問はず、水流の力による他のいかなる変更も一八五二年に定められた国境線を変えるものではないとし、「そのときに定められた国境線は、元の河床が完全に干上がり又は堆積によつて水流が妨げられることがあつたとしても、引続きその中央を走るものとする」と規定した⁽⁴⁾。つまり、「ゆるやかで徐々に起る侵食と沖積土の堆積」による水路の変更は国境線の移動を伴うが、それ以外の激しい水路の変更の場合は、国境線は一八五二年に定められた位置から動かないといふのである。

両国は一九一〇年六月二四日のコンプロミーにより、事件を仲裁裁判に付託した⁽⁵⁾。裁判所は一八八九年に設置された両国の国境委員会にカナダ人一名を加えた拡大委員会であつた⁽⁷⁾。付託事項は「シャミザル地区に対する国際的権原はアメリカ合衆国に存するか、それともメキシコに存するか」であつて、これを委員会は「専ら且つ排他的に」決定するものとされた⁽⁸⁾。委員会の判断の基準は、「両国間に存在する各種の条約に従ひ、且つ、国際法の諸原則に従つて」(前文)であつた⁽⁹⁾。

仲裁判決は、一八八四年条約の遡及効を認め、メキシコの言うような固定した国境線はなかつたとし、米国の言う時効による領土権原は成立せずとし、一八六四年の大洪水による水路の変更は一八八四年条約第一条の言う「ゆるやかで徐々に起る侵食及び沖積土の堆積」によるものではないから、それ以前の添付による増大は米国に帰属し、その後の急激な増大分はメキシコに帰属すべきものである、とした。米国委員は反対意見を付し、委員会はコ

ンプロミーに反して係争地区を二分した、委員会は一八八四年条約の解釈を誤った、一八六四年の大洪水発生前の位置が明確でなく判決は履行不能である、との三点を指摘した。以下において、これらの諸点を簡単に検討してみよう。

(二) 仲裁判決の問題点

(1) 一八八四年条約の遡及効

メキシコはこの条約の遡及に反対し、メキシコ委員もこれを支持したが、⁽¹⁰⁾委員会多数意見はそれを退けた。理由は、条約第一条が一八四八年と一八五三年の両条約の規定を継承したものであって、自然の力の作用から生ずる水路の変更に伴う争いを回避し、そのような争いの解決のための規則を定める目的で両国がかねて合意していた立場を一八四八年と一八五三年の両条約に織り込むところの一種の宣言的な条項である、というにあった。しかも、それは、前の両条約で国境線が河の中央線とされ、この同じ規則が今後も適用さるべきであることを明示的に宣言している、⁽¹²⁾というのである。

更に、一八八四年条約が将来の紛争に適用さるべきことは確かだが、河の将来の変更だけを対象にするとの規定がないこと、及び、この条約締結当時河の大きな移動は終わって全シャミザル地区が事実上形成されており、国境線は不動という仮説に立つとこの条約は無効で適用不能となる⁽¹³⁾ことが理由とされた。

(2) 国境線は不動か

メキシコは、一方で、一八四八年条約の規定が自然の水路を国境線と規定することを認めるが、他方で、同条約が地図上に国境線を示し、両国の国境を地上に境界標で示し、河の全水路に国境を示し、こうして示された国境を

誠実に順守すべきものとし、兩國の明示的同意なしにはいかなる変更もなされないと規定していることから、リオグランデ河の国境線は自然のものから人工的な不変のものに変えられている、とも主張した。⁽¹⁴⁾メキシコ委員はこれを支持したが、⁽¹⁵⁾多数意見はこれを退けた。

一八四八年条約から一八五三年条約までの間に水路の変更があり、一八五三年、条約に先立って六か月の間隔で行なわれた測量で、この間に生じた変更によってしか説明のつかない食い違いのあることが明らかになったが、それにもかかわらず、その年一二月末の条約は一八四八年条約の規定に何の修正をも加えなかった、と多数意見は認められたのである。⁽¹⁶⁾

この点に関して、興味深く、且つ、係争地区を二分するという委員会の最終判断に陰でいささか影響を及ぼしたかもしれないとの印象を与える一つの文書がある。一八五三年条約の下での国境画定に関する国境委員会の報告書案が一八五六年一月米国内務長官より司法長官クッシングに渡され、その見解を求めたことがある。クッシングは、当該条約とこの主題に関する多数の先例を検討した結果、リオグランデ河は一方の岸の添付と他方の岸の侵食による水路の変更にもかかわらず、国境線の機能を保持しているとしたが、同時に、河が元の河床を離れ別の方向に新しい水路を切り開く場合は、新しい水路によって土地を分断される領土国は切り離された土地を失うのではなく、国境線は元の河床の中央線に留まる、と報告した。⁽¹⁷⁾クッシング報告はメキシコにも伝えられた。米国政府はこの後一八八四年までこの原則を一貫して堅持したのであって、国境線が不変だとする説は、クッシングのような権威者とこれに対する若干のメキシコ高官の同意にかんがみて、疑いなしとしなかった。⁽¹⁸⁾その後の兩國の行動と条約に照らしても、不変の国境線という考えは成り立たない。⁽¹⁹⁾

(3) 時効論

米国は、シャミザル地区に対する米国の権原は条約に基づくだけでなく、時効によってもこれを取得している主張した。しかし、委員会は全員一致で、米国の係争地占有は時効による権原の基礎となるものではないとした。⁽²⁰⁾ メキシコは係争地を実力で占有することを避けたが、外交的手段を通じて、またその設置後は国境委員会に抗議を繰り返しており、この行為によって米国の時効論に十分対抗しうるものと委員会は認めたのである。⁽²¹⁾

ここで興味深いのは、時効が「国際法の容認された原則か否か」という議論の余地のある問題⁽²²⁾を論ずる必要はない、という委員会の認定である。このように確立した原則でないある基準を論ずるに際して、メキシコがかりに物理的占有を試みていたら暴力的場面を挑発したであろうから、外交的手段による抗議という穏やかな手段に訴えたことを責められる理由はないと委員会は判断したのである。⁽²³⁾ これは事情を衡平に考慮した判断といえよう。

(4) 一八六四年の大洪水による水路の変更

多数意見は、「一八五二年から一八六四年までの間にシャミザル地区の一部を形成した河の移動は、一八八四年条約第一条の意味におけるゆるやかで徐々に起きる侵食と沖積土の堆積によって生じたものであることを、証拠は確立する」とした。⁽²⁴⁾ しかし、一八六四年とその後四年間の水路の変更については、別の規準を適用した。すなわち、「一八六四年とその後四年間」に生じたものだと目撃者が描く現象は、ゆるやかで徐々に起きる侵食と沖積土の堆積によってできた河の移動として描くことは適當でない⁽²⁵⁾として、証人との一問一答を再録している。

これに対する米国委員の反対に対抗して多数意見が用意したのは、一八九二年に米国最高裁判所が判決を下した「ネブラスカ州対アイオワ州事件」(143 U.S. 359)の法理である。すなわち、一八七七年まではミズーリ河の水路変更は添付によるものであったのに対し、その年に河が新しい水路を開いた事実に基づき、両州の境界線は一八七七年までは動いていたが、その後は不動である、と最高裁判所は判定した。委員会はこの法理を本件に準用し、一

八六四年の大洪水による水路の変更を境目に、国境線を不動としたのである。⁽²⁶⁾

(5) 米国委員の反対意見

米国委員の反対理由は、(一)委員会にはシャミザル地区を分割する権限はない、(二)一八八四年条約の解釈としては、河の水路変更が「ゆるやかで徐々に起きる侵食と沖積土の堆積」という意味の中に包含されるとの解釈以外は成り立たない、(三)判決は曖昧で確定的でなく、不確定であるから履行不能である、という諸点にあった。⁽²⁷⁾ここでは最も基本的な(一)の点について検討してみたい。

第一に挙げられているのは、一九一〇年六月二四日のコンプロミ第三條の規定する付託事項「シャミザル地区に対する国際的権原はアメリカ合衆国に存するか、それともメキシコに存するか」である。米国委員はこの文言に忠実な解釈を採り、係争地の二分を委員会の権限外とし、その立場を補強するものとして、一八六七年の紛争発生以降両国間で係争地の分割が問題になりうるとの示唆が全くなかったという外交的事実を指摘する。⁽²⁸⁾

多数意見が米国最高裁判所の判例を引いたことに関しては、米国最高裁判所は米国憲法の規定に基づいて行動するのであって、二つの州の間で争いのある境界線を確定するために、一般的且つ第一審管轄権を州際事件について与えられており、その存在の基礎を成す条約によって権限及び管轄権が厳格に制限されている本委員会とは明らかに異なるものである、と指摘する。⁽²⁹⁾

このような立場を学説と判例からも補強している。すなわち、トウイスの第二版から「付託事項からの明らかな逸脱」は国際判決を無効にするとの言明を引用し、更に、常設仲裁裁判所の「オリノコ汽船会社事件」判決から、「不当な権限行使は、仲裁裁判に付託されていない問題を決定することのみにあるのではなく、仲裁裁判官が決定に到達する仕方に関する協定の明示的規定を、とりわけ適用すべき立法又は法の諸原則に関して、誤って解釈するこ

とも存しうる」という言明を引用している。⁽³⁰⁾

(6) 係争地二分は衡平な考慮か

すでに見たように、本裁判所の任務は、コンプロミーによれば、係争地区がいずれの国に帰属するかという二者択一を「専ら且つ排他的に」行なうことで、その準則は条約と国際法の諸原則であった。このような付託条件の下で、裁判所は直接的には一八八四年の国境条約の解釈と適用を問題とし、係争地を二分するという結論に達したのである。

たしかに、この条約は、「ゆるやかで徐々に起きる侵食と沖積土の堆積」による水路の変更には国境線の変更を伴うが、急激な水流による水路の変更の場合は国境線は動かないと規定している。一八六四年の大洪水による水路の変更を後者に該当するとした裁判所の判断はその限りにおいて正当である。しかし、このことによってコンプロミーの規定する係争地不可分論に反して裁判所が行動したことは、否定できない。

多数意見、というよりは決定的役割を果たしたカナダ委員は、なぜこのような行動を敢えてとったのであろうか。一八六四年の大洪水による水路の変更を右のように解することの正当性を信じたことは確かであろうが、同時に、両国の互いに譲らぬ態度、現地関係者の利害と感情等を考慮に入れて、この紛争の解決のためには係争地を二分することが衡平であり、それを右の解釈が裏付けるといった判断はなかつたであろうか。⁽³¹⁾

(1) Parry, C, 102 *Consolidated Treaty Series* 29 at 36. 以下に於いては、この条約集は CTS と表現す。

(2) 111 CTS 235 at 237.

(3) 164 CTS 387 at 388-9.

(4) *Ibid.*, 339.

(5) United Nations. 11 *Reports of International Arbitral Awards* 313. この判例集は以下において RIAA と表現す。

- (6) 一八八九年三月一日の兩國間の国境条約第一条によって設置された。172 CTS 21 at 22.
- (7) 11 RIAA 313.
- (8) *Ibid.*, 313-4.
- (9) *Ibid.*, 313.
- (10) *Ibid.*, 325.
- (11) *Ibid.*, 343.
- (12) *Ibid.*, 324-5.
- (13) *Ibid.*, 325.
- (14) *Ibid.*, 320.
- (15) *Ibid.*, 343-6.
- (16) *Ibid.*, 321.
- (17) *Ibid.*, 322.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Ibid.*, 323, 325, 328.
- (20) *Ibid.*, 328.
- (21) *Ibid.*, 329.
- (22) *Ibid.*, 328.
- (23) *Ibid.*, 329.
- (24) *Ibid.*, 329-30.
- (25) *Ibid.*, 330-1.
- (26) *Ibid.*, 332-3.
- (27) *Ibid.*, 333.
- (28) *Ibid.*, 334.
- (29) *Ibid.*, 335.
- (30) Twiss, *The Law of Nations*, 2d. ed., 1875, p. 8; 5 AJIL 232, 233 (1911); *ibid.*, 335.
- (31) 多数意見の直接的論拠は米国内判例であるが、クッシング司法長官の報告書の論旨が多数意見を支持するものであることがそれだ一種の「安心感」を与えなかつたであらうか。この報告書を「まぎれに争われている点についてクッシング閣下のような権威者によって表明された見

解』(Bd., 322)と評価していることから、そういえないであらうか。

二 仲裁判決以後

(一) 米国の仲裁判決履行拒否

仲裁判決には、前述のように、米国委員の反対意見が付されたが、これに呼応するように、約二か月後の八月二四日、米国はメキシコに対し仲裁判決を有効であるとも拘束力のあるものとも認めない旨正式に通告した。⁽¹⁾ 主な理由は三つである。第一は、仲裁裁判所たる国境委員会が与えられた権限に反して係争地を分割したこと、第二は、一八六四年の大洪水は河の元の水路が失われるほどの急激な変化をもたらしたのではなく、判決は一八八四年条約の文言に反すること、第三は、一八六四年当時の水路は測量されていず、その位置を正確に知ることは不可能であり、従って判決の履行は不可能であること、である。⁽²⁾ これらはすべて米国委員の反対意見の根拠と一致する。

コンプロミ第三条は「委員会の決定は、全員一致によるか委員の多数の投票によるかを問わず、両国政府に対し終結とし上訴を許さない。」と規定したので、⁽³⁾ 米国の判決拒否はこれに違反する。メキシコはこれに対する報復として、一九〇二年一月四日の「カリフォルニア布教基金事件」判決による対米支払いを一九一四年に中止した。⁽⁴⁾ この後両国間に互いに相手側の判決履行を迫る応酬が繰り返されるが、膠着状態の打開はならなかった。⁽⁵⁾

米国側において、右に見たような、委員会の越権行為を理由とする判決拒否の立場が見られる反面、判決の拘束力に照らしてその不履行を遺憾とする立場も見られる。たとえば、ジェサップ教授は米国の態度を裁判による紛争処理を支持する国の歴史上の一汚点であると、⁽⁷⁾ 後に一九六三年の条約の締結の際にこの趣旨の声がかなり大きく

なる。⁽⁸⁾しかし、純理論的に見れば、委員会に権限踰越があつたことを理由に判決の履行を拒否する立場は、これを十分に検討する価値があろう。

(二) 水路の修正

河の水路を人工的に修正するということは、主として洪水による水路の変更を防止するという技術的な問題であるが、その効果としては、国境線の変更を伴うことになる。両国は一九〇五年三月二〇日の条約により、蛇行するリオグランデ河の一部の水路を修正し、著しい蛇行によって生じていた「バンコ (Barco)」と呼ばれる「飛び地」の処理をしたが、⁽⁹⁾これだけでは問題の基本的解決ならず、何らかの予防的措置が望まれていた。国境委員会が一九三〇年に蛇行する水路の安定とひいては国境線の安定のために水路修正工事を勧告したのにかんがみて、両国は一九三三年二月一日、エルバス・ファレス渓谷におけるリオグランデ河の水路修正のための条約を結んだ。⁽¹⁰⁾

条約の対象範囲は、シャミザル地区の下流側に隣接するコルドバ島の外れから下流へ約一五五マイルのボックス峡谷 (Box Canyon) — フォート・クウィットマン Fort Quitman の少し下流。地図 I を参照) までの間である (第一条⁽¹¹⁾)。工事は両国がそれぞれ国内機関に担当させるが、その監督と検査は国境委員会に任せられ (第四条⁽¹²⁾)、工事によって得られる利益の比率に応じて、工事費の八八%を米國、一二%をメキシコが負担する (第三条⁽¹³⁾)。この計画の眼目は、元の水路に代わって新しく造られる人工の水路により生ずる土地の移動が全体として両国間で等しい面積になるようにし、新しい水路の中央線を国境線とすることであった (第六条⁽¹⁴⁾)。

実際には委員会が詳細な工事計画を立て、それに基づいて両国が予定の水路の自國側の工事を担当した。結果として、米國側八九か所、メキシコ側八六か所において、それぞれ計五、一二一エーカーずつの土地が交換された。⁽¹⁵⁾

水路は一五五マイルから八八マイルに短縮された⁽¹⁶⁾。一九三四年から一九三八年にかけての工事の一環として、エルパソの上流約一一〇マイルのカバロ・ダム (Caballo Dam) の建設が行なわれ、一〇万エーカーフィートの貯水により洪水をコントロールすることとされた。それ以来一九七五年まで洪水は完全にコントロールされてきたという⁽¹⁷⁾。ここで改めて留意すべきことは、水路の短縮と共に国境線も一五五マイルから八八マイルに短縮されたことで、実際のにも、たとえば国境パトロールの距離が半減したことになる⁽¹⁸⁾。洪水の防止という現実的需要に発する取極めとその実施の過程に一つの国際協力のモデルを見ることができ、とくに、両国の数多くの分離される土地の総面積を等しくし、受益比率によって工事費を分担するという方法には衡平な考慮をうかがうことができる。これは後の一九六三年の解決の先駆けともいえよう。

(三) 利水問題

現実の必要が協力を迫る今一つの問題として、利水問題がある。これが本格的に取り組まれるのは一九四四年の条約であるが、その予備的ともいふべき条約が一九〇六年に結ばれていた。同年五月二一日の「灌漑目的のためのリオグランデ河の水の衡平な分割のための条約」がそれで、その大要は、費用は米国の負担で年間六万エーカーフィートの水をメキシコに供給し(第一、二、三条)、これに対してメキシコはメキシコ運河(ファレス市の少し上流)からフォート・クウィットマンまでの約九〇マイルの部分の水に対する請求権を放棄するとされた(第四条)⁽¹⁹⁾。

一九四四年二月三日の「コロラド河、ティファナ河及びリオグランデ河の水の利用に関する条約」は、両国の国境に関わる三つの河の利水を包括的に扱う⁽²⁰⁾。本稿に直接関係する点のみを摘記すると、リオグランデ河のうち、この条約の対象範囲はフォート・クウィットマンから下流の部分であり(第四条)⁽²¹⁾。地図Iを参照)、これは、一九〇六年条

約がフォート・クウィットマンから上流の部分を対象とし、更に一九三三年条約もほぼ同じ範囲を対象としたことを踏まえたものかと思われる。ついで、支流からの流入量を含めて利用される水量の両国の基本的割合（⁽²²⁾第四条、ダム建設（⁽²³⁾第五条）、水力発電計画（⁽²⁴⁾第七条）、利水のルール（⁽²⁵⁾第八条）、分水を含む両国の分け前の利用の仕方とその他のの流量量の測定（⁽²⁶⁾第九条）などが詳細に規定されている。リオグランデ河に限らず、全体に共通する項目としては、国境委員会が「国境利水委員会」と名称を改め、機能の拡大を明らかにし（⁽²⁷⁾第二条）、基本的な利水の順位として、(1)国内・市町村用、(2)農業・牧畜用、(3)電力、(4)その他の産業用、(5)航行、(6)漁業・狩猟、(7)委員会の決める他の有益な用途を指針として示している。ただし、両国政府の合意による下水処理の措置又は作業は以上のすべてに優先すべきこととされている（⁽²⁸⁾第三条）。また、委員会の任務（⁽²⁹⁾第四条(a)―(g)に規定あり）として、条約付属議定書は、条約の個別の詳細な規定を総括する形で、貯水又は通水設備の建設又は利用、洪水のコントロール、流量量の測定等を指摘する。⁽³⁰⁾

このように国境利水委員会は、一八四八年、一八五三年の各条約が航行のみの利水を扱い、一九〇六年の条約が灌漑用の利水を規定したのに加えて、一九四四年の条約が包括的に利水問題を取り扱うこととしたのを受けて、今まで国境問題と利水問題をその任務としてきている。委員会は国別の支部（⁽³¹⁾Section）から成り、それぞれが国務省又は外務省の統轄下に置かれており（⁽³²⁾第二条）、両国は、たとえば増水期と渇水期に流量量の分割を調整するとか（たとえば⁽³¹⁾第四条）、リオグランデ河本流のダムや分水のためのダムなどの建設費を受益比率に応じて負担する（⁽³²⁾第五条）といった合意をしており、これは一九〇六年条約にも見られる従来からの姿勢であるが、問題に現実的に衡平な対処をしていることを示している。

- (2) *Ibid.*, 598-9; Dept. of State, *The Chamizal Settlement*, p. 3.
- (3) 11 *RIA* 313 at 314.
- (4) 9 *RIA* 11-14.
- (5) Jessup, P.C., "El Chamizal", 67 *AJIL* 423 at 434 (1973).
- (6) ナンネイ, *Ibid.*, 438-41 を参照。
- (7) *Ibid.*, 434.
- (8) 「三 最終的解決」の注 (15) とその本文を参照。
- (9) 一八八九年の条約によって設置された国境委員会の測量によると、ゆるやかで徐々に起きる侵食と分離作用とによって水路が動き、「ナンコ」と呼ばれる飛び地のような土地が多数生じ、元の河床が境界となつて一八八四年条約第二条によれば旧領土国の支配と管轄権の下に留まるという状態が発生していた。このために争いが生じたが、右のような法的地位を継続することは紛争の解決を却つて複雑にするという事情があった(前文, 198 *CTS* 169-70)。そこで、原則として、このような土地を一八八四年条約第二条の効果から除外し、新しく出来た水路の右岸の「ナンコ」は「キキヨウ」左岸のそれは米国へ帰属せしめた(第一条, *Ibid.*, 170)。こうした五八か所の土地より大きく、二五〇〇タール以上又は人口二〇〇人以上のものは例外的に扱われ(第二条, *Ibid.*, 171)。将来発生するものや既存だが測量のなされていなかった「ナンコ」は第一条、第二条の原則に従うものとした(第三条, *Ibid.*)。換言すれば、「ナンコ」には原則として添付の規程を適用し、大きな「ナンコ」には例外として自然分離の規程を適用したわけである。
- (10) 条約前文 154 *Foreign Relations of the U.S.* 824 at 825.
- (11) *Ibid.*, 825. ただし、条約作成過程において国境委員会はシヤミザル地区を視野に入れていたようである。シェサップ教授によれば、一八六四年の大洪水前の水路の推定位置について合意が成立し、それがそれ以前の大きな不一致を取除いたという。しかし、なぜかその典拠は示されていない。Op. cit., 441. ナンネイ、地図IIを参照。
- (12) 154 *Foreign Relations of the U.S.* 826.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.* 得た利益として、土地利用、農業、都市部の便益改善等が考慮された。International Boundary Commission, Minute No. 129, 30 July 1930, paras. 7-12, 141 *Foreign Relations of the U.S.* 545 at 547-8.
- (15) Dept. of State—Ministry of Foreign Relations, Memorandum: Recommendations to the Presidents of the United States and of Mexico for a Complete Solution of the Chamizal Problem, 17 July 1963 (mimeo.), p. 3.
- (16) Jurisdiction and Functions of the International Boundary and Water Commission, 26 November 1975 (mimeo.), p. 9.
- (17) *Ibid.*

- (9) Reinhardt, G.F., "Rectification of the Rio Grande in the El Paso-Juarez Valley", 31 *AJIL* 44 at 51 (1937).
 (10) 201 *CTS* 225-6.
 (11) 正統 994 *U.S. Treaty Series* 1-49.
 (12) *Ibid.*, 8.
 (13) *Ibid.*, 8-10.
 (14) *Ibid.*, 11-14.
 (15) *Ibid.*, 14-15.
 (16) *Ibid.*, 15-18.
 (17) *Ibid.*, 18-21.
 (18) *Ibid.*, 5-8.
 (19) *Ibid.*, 8.
 (20) *Ibid.*, 50.
 (21) *Ibid.*, 6.
 (22) *Ibid.*, 11.
 (23) *Ibid.*, 13-14.

三 最終的解決

この一〇〇年ほど続いた紛争は、ケネディ大統領の登場によって解決されることになった。一九六二年六月三日のケネディ・ロベスマテオス両大統領の共同コミュニケは、両者の会談の結果、「両国の法的立場を害することなく、シヤミガル地区の全歴史を考慮に入れた完全な解決策を勧告するよう、両国の行政機関に訓令する」こと⁽¹⁾で合意した旨を明らかにした。

これを受けて両国外務当局の折衝が行なわれ、その結果、一九六三年七月一七日付覚書⁽²⁾が作成された。それは、

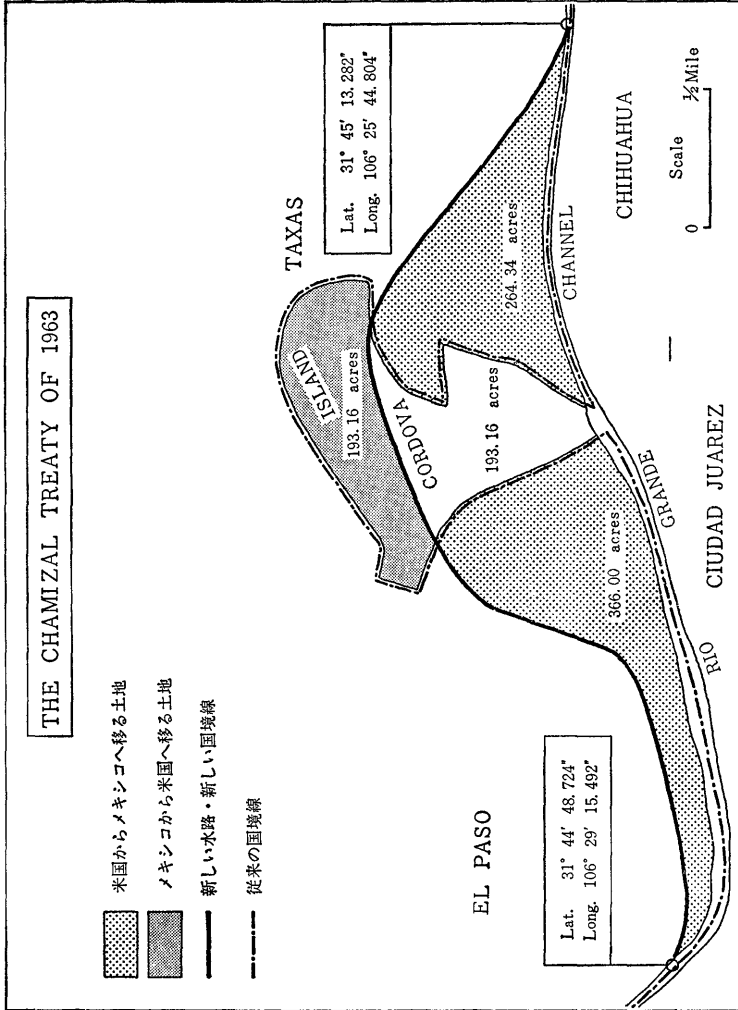
一九三三年の水路修正条約による領土交換の例に倣って、シャミザル事件も類似の条約により解決すべきことを共同で勧告した。主な点は、シャミザル地区のリオグランデ河の水路を北の方(エルパソ市)へ移動させて人工の水路を造り、これによって、一九一一年の仲裁判決がメキシコに与えたのに等しい面積の土地を米国からメキシコに譲るといふことであつた。これに基づいて国境利水委員会は一九六三年八月二十八日に会合し、右の工事に伴う技術的な諸点を討議した。⁽³⁾かくして、両国外務省の共同覚書の勧告を採り入れた「シャミザル問題解決のための条約」が一九六三年八月二十九日に署名されたのである。⁽⁴⁾

条約はその前文において、両国が「シャミザルに関する問題の完全な解決に達することを欲し」、「今日の事情の下で、且つ、合衆国とメキシコ両大統領の一九六二年六月三〇日に出された共同コミュニケの趣旨に沿つて、一九一一年の仲裁判決を実施することを欲し」ていたことを明らかにしている。⁽⁵⁾まず、この点に注目しておきたい。つまり、遅れていた判決の履行という問題を、当時とは異なつた「今日の事情の下で」、「両国の法的立場を害することなく、シャミザル地区の全歴史を考慮に入れた」仕方⁽⁶⁾で、解決しようとしているのである。「両国の法的立場を害することなく」という建前は、条約に付属する交換公文においてとくに確認されている。⁽⁶⁾

条約の交渉過程において、「シャミザル地区の全歴史」が見直され、メキシコの揺ぎない要求を前にして、紛争解決のためには米国が譲渡すべき土地の面積がいくらかが第一の問題で、更に、その土地はシャミザル地区以外の土地で代替することができないという点が明らかになつて⁽⁷⁾いた。これらの諸点を条約はつぎのように処理した。

- 「リオグランデ河の北側から南側へ、八二三・五〇エーカーの土地、すなわち、シャミザルの三六六・〇
- 「エーカー、コルドバ島の南の部分一九三・一六エーカーおよびコルドバ島の東側の二六四・三四エーカーを譲渡することになるように、河の水路を移動させるものとする。コルドバ島の北の部分の一九三・一

地 図 III



エルパソ市都市計画部作成の「シャミザル国境改良工事計画」(1964年)2頁の地図を基に、筆者が作成した。

六エーカーの土地は河の北側に残ることになる。」(第二条⁽⁸⁾)

これはつぎのように説明される(地図Ⅲを参照)。すなわち、メキシコは河の北側の土地三八六・三二エーカーに対し現に管轄権を有するので、条約によって譲渡される八二三・五〇エーカーのうち正味四三七・一八エーカーのみが移動する。この四三七・一八エーカーという面積は、実は、一九一一年の仲裁判決によってメキシコに与えられたと推定されるシャミザル地区の土地の面積である。これまでの間に徐々に係争地区へ拡大していったエルパソ市に及ぼす迷惑をなるべく小さくするため、譲渡される正味の面積のうちの三六六エーカーだけをこのシャミザル地区から取る。残りの七一・八エーカーは、コルドバ島の下流側に隣接する地域から取る。水路の移動により、米国はコルドバ島のうちの一九三・一六エーカーをメキシコから受け取り、この代わりに、これと等しい面積の土地をコルドバ島の下流の地域からメキシコへ譲渡する。こうして上流側から下流(東方)を望むと、八二三・五エーカーは、シャミザル地区の三六六エーカー、元々メキシコの所有地コルドバ島の南半分一九三・一六エーカー、そしてコルドバ島の東隣りの二六三・三四エーカーのそれぞれの土地ということになる。⁽⁹⁾

こうした解決によって米国は一九一一年の仲裁判決を履行することになり、一方、その法的立場を条約の署名に際して留保しているから、これは米国にとって公正な解決であるとされた。⁽¹⁰⁾ 米国は土地の譲渡により市民約四〇〇〇人の居住地と営業施設、文化施設等を失ったが、コルドバ島の北半分の入手は利点として挙げられる。エルパソ市の発展のためには、その中に割り込んだ形になっていたコルドバ地区の突出部を編入することにより、将来の都市計画がかなり容易になったとされる。⁽¹¹⁾

新しい水路の中央線が国境線に改められ(第三条⁽¹²⁾)、この水路の建設費は両国で折半されることになった(第八条⁽¹³⁾)。国境利水委員会は水路の移動、橋の建設、新水路の管理、保護及び改善の責任を負い、管轄範囲が一九三三年の水

路修正条約に規定された範囲からリオグランデ河の上流の陸の国境線と交わる地点まで拡大された(第九條)。これは、一九三三年条約がシャミザル地区の少し下流の地点から約八八マイル下流までを対象としていたのにかんがみ、水路の修正作業を継続して行ない、一九三三年条約の安定化計画を完成させ、国境線を明確にするという方針の確認でもある。⁽¹⁵⁾

以上に見たように、米国としては若干コストのかかる解決を図ったが、ケネディ大統領は、「このコストを負担すべきであると信ずる。なぜなら、仲裁判決を順守しなかったとの批難は重大であり、ここに提案された解決はわれわれの隣人にもわれわれ自身にとっても公正なものである。」と述べ、⁽¹⁶⁾これによって一九一一年以来のメキシコに対する負い目を解消しようとの強い意志を表明した。

この紛争処理が外交史上興味深い事例であることは確かであるが、同時に、両国の「法的立場を害することなく」、「今日の事情の下で」懸案の仲裁判決履行を果すことにした点は、国際紛争の法的処理の枠組みの中に巧みに衡平な考慮を織り込んだものというべく、誠に興味深い。すなわち、米国としては、ケネディ大統領が認めた判決不履行の不名誉を晴らしたい事情がある反面で、仲裁判決が委員会の権限踰越による法的立場を捨てていなかったため、この両者を満たす解決方式として、両国の「法的立場を害することなく」、「今日の事情の下で」判決履行を図ることが案出されたのであろう。メキシコとしては、これによって、遅ればせながら判決を履行させるという「名」とその結果としての土地取得という「実」を手にする事になったと考えられる。更に、一八六四年の大洪水前の水路の位置が正確には知られていなかったとすれば(推定される範囲は示し得たとしても)、仲裁判決を当時直ちに実施しようとしても、何らかの妥協的な土地の譲渡を伴ったであろうと想像され、一九六三年の解決が編み出した土地の交換を含む処理方法は、右の事情をも考慮に入れたもののように思われる。ここにも今一つの衡

平な処理を見ることができようであらう。(二)

- (1) 47 Dept. of State Bulletin 135 at 137 (1962).
- (2) Dept. of State-Ministry of Foreign Relations, *Memorandum: Recommendations to the Presidents of the United States and of Mexico for a Complete Solution of the Chamizal Problem*, 17 July 1963 (mimeo.), pp. 1-6.
- (3) International Boundary and Water Commission, United States and Mexico Minute No. 214: *Engineering Considerations Relating to Relocation of the Rio Grande at El Paso, Texas and Ciudad Juarez, Chihuahua*, 28 August 1963 (mimeo.), pp. 1-6.
- (4) 正文は 5515 *Treaties and Other International Acts Series* 1-7.
- (5) *Ibid.*, 2.
- (6) *Ibid.*, 18-19. この点でラスク國務長官は、条約の上院付託を勧告する一九六三年九月十九日付大統領報告書で「さきのように説明しようが、交渉でなすて明らな期待を懐かせた主な理由は、両国政府が法的立場の留保を承諾する用意のあることを示したこと、重要な関わりを持つ二つの現地社会に対し紛争処理がなるべく不利な影響を及ぼさないようにすべしとせよとの配慮であった。」88th Congress, 1st Session, Senate, Executive N, p. 8.
- (7) *Ibid.*
- (8) 5515 *TIAS* 1 at 3.
- (9) ケネディ大統領の条約を上院に送る一九六三年一〇月七日付教書。88th Congress, 1st Session, Senate, Executive N, p. 2.
- (10) *Ibid.* のことだが、米国は早へて、仲裁判決拍合の覚書の中で、「仲裁裁判の効力の問題を論ずることなく、相互の妥協による解決を図ることの立場を表明して」る。77 *Foreign Relations of the U.S.* 598 at 599. これは法的立場留保という考慮の先駆を成すといえようか。その「さき」の留保は公正な妥協とどういふか、実は米国の外交上の得点を意味するとの評価もあつた。
- (11) Fricklin, J.F. "The Chamizal: What nature put asunder, man has joined together", 2 *Water Spectrum* 24 at 31 (1970).
- (12) 5515 *TIAS* 1 at 3-4.
- (13) *Ibid.*, 5.
- (14) *Ibid.*, 6.
- (15) ラスク國務長官の報告書。88th Congress, 1st Session, Senate, Executive N, p. 5.
- (16) *Ibid.*, p. 3. 仲裁判決不履行を遺憾とする言明は「なご政府」議案筋に見られた。たとえ、米州問題担当國務次官補マーティン氏の一九六三年十一月の上院外交委員会への証言「Hearings on the Convention with Mexico for Solution of the Problem of the Chamizal Before the Senate Committee on Foreign Relations, 88th Congress, 1st Session, p. 2 (1963)」キース上院議員の同じ名目の証言では、

「合衆国が一九一一年の仲裁判決を破つたのは非常に不幸なことだと思ふ。……皆さんが何と表現しようとするかはかまわない。われわれは約束を破つたのだ」といふ明かな表現が使われた。*Ibid.*, p. 48. マンスフィールド上院議員は、仲裁裁判のコンプロミーに上院が同意を与えたことは一九六三年の上院にも拘束力を有すると思ふ」と述べた。*Ibid.*, p. 52. フルブライト外交委員長は、右の公聴会を踏まえた上院本会「議」への報告書において、仲裁判決が拘束力を持つとのコンプロミーの文言を引用し、「合衆国は〔仲裁判決〕を実施することを怠つた」と表現した。*88th Congress, 1st Session, Senate, Executive Report No. 7, 14 December 1963, p. 2.*

(17) この条約は一九六四年一月一日に批准書交換と共に発効し、その国内的実施のため米国は一九六四年四月二十九日 *Public Law 88-300* を制定した。両国間の措置としては、新水路にかけるハッキ橋(条約第一〇条)に関して、国境利水委員会が一九六五年七月一六日に討議した。*Minute No. 219: Bridges To Be Constructed over the New Channel of the Rio Grande between El Paso and Ciudad Juarez, Their Corresponding International Inspection Facilities, 16 July 1965 (mimeo)*。同委員会は一九六七年一〇月一九日の会合で新しく国境線を確認した。*Minute No. 228: Demarcation of the New International Boundary in the El Paso, Texas-Ciudad Juarez, Chihuahua Sector pursuant to the 1963 Convention for Solution of the Problem of the Chamizal, 19 October 1967 (mimeo)*。

おわりに

シャミザル事件の法的解決は、一九六三年の条約で完成したが、リオグランデ河の他の部分の問題は、コロラド河の問題と共に、その後もなお完全な解決を残していた。この点についてごく簡単に補足しておきたい。

両国は、国境利水委員会を介して、既存の問題の解決と将来の包括的国境条約のための手続きと技術的手段を検討した結果、一九七〇年八月のニクソン・ディアスオルダス両大統領の合意に基づき、同年一月二三日の条約により、これらの諸点を処理した。⁽¹⁾ 条約は三つの主要部分から成る。第一は、リオグランデ河に関する既存の国境紛争の処理、第二は将来の河の水路の変更⁽²⁾に備える体制、第三は領海の境界である。ここでは第一と第二の点に触れておけば十分であろう。

第一に、エルパソの南東約二〇〇マイルのプレシディオ・オヒナガ溪谷(地図Ⅰを参照)の上流と下流及びリオグ

ランデ河下流部の水路修正がある。この結果、プレシディオ・オ・ヒナガ溪谷部で約一六〇〇エーカーの土地が米国からメキシコに譲渡され、代わりに、若干の小島がメキシコに譲渡されるのに伴って約二五〇エーカーがメキシコから米国へ譲渡される(第一条A、C)⁽³⁾。下流部では約四八〇エーカーが交換される(第一条B)⁽⁴⁾。第二に、従来の方針の確認であるが、リオグランデ、コロラド両河を自然の国境として維持することが合意され(第一条、二条)⁽⁵⁾、将来の洪水による水路変更に備えて、六一七・七六エーカー以下で人口一〇〇人以下の土地が動く場合は、その土地を失う国が三年以内に水路を元に戻す権利を有するとされた(第三条B(1))⁽⁶⁾。これがなされなるときは、領土権が移り、土地を失った国は後に他の部分において等しい面積の土地を補償される(第三条B(3))⁽⁷⁾。分離する土地が右の面積と人口の範囲を越える場合は、両国は共同で水路を元に戻し、国境線を維持する(第三条C)⁽⁸⁾。

このように、既存の国境紛争の処理と将来のそれに備える体制は、一九〇五年の「バンコ」条約、一九三三年の水路修正条約、一九六三年のシャミザル解決条約等の方法を基本的に踏襲しているといえよう。

最後に、この条約は、一八八四年と一九〇五年の両条約全体、及び一八四八年、一八五三年、一八八九年、一九三三年の各条約の本条約と両立しない部分、更にその他の条約で本条約と両立しないもの及びその部分を終了せしめた(第八条)⁽⁹⁾。

- (1) 条約の正文は、7313 TIAS 371-405。なお、これの入手について、名古屋、東京両アメリカン・センターのお世話になった。
- (2) *Jurisdiction and Functions of the International Boundary and Water Commission*, 26 November 1975 (mimeo), p. 15.
- (3) 7313 TIAS 371 at 374-5, 376-7.
- (4) *Ibid.*, 376.
- (5) *Ibid.*, 375, 381-3.
- (6) *Ibid.*, 384-5.
- (7) *Ibid.*, 386-7.

- (∞) *Ibid.*, 387-8.
- (∞) *Ibid.*, 402-3.